外国人を雇用している事業所の皆様へ

能代市総務部税務課

年の途中で退職・帰国する予定の外国人に対する市県民税の徴収について（お願い）

平素から本市税務行政に、多大なるご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、年の途中で退職・帰国した外国人に対する市県民税については、**退職時にその年度の残額を一括徴収**していただいております。しかし、**市県民税の賦課期日（１月１日）から、特別徴収税額決定通知到着までに退職・帰国された外国人に対しては、新年度に課税される市県民税が滞る**事例が見受けられます。

つきましては、**令和６年１月１日から令和６年６月１０日までに退職・帰国する予定の外国人に対しては下記のとおり対応**したいと考えておりますので、何卒ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

①納税義務者である**外国人の帰国が決定した時に、市税務課に対して「納税管理人申告書（承認申請書）」を提出**していただきます。

②納税管理人に新年度の納税通知書と納付書を送付いたしますが、**納税管理人は、あらかじめ外国人から新年度の税相当額を預り、納付**していただきます。

③外国人については、日本国内に知り合いや身寄りがないと思われることから、**納税管理人については事業所様を設定**していただくよう、ご協力をお願いしたいと考えております。

関連情報：能代市 HP「海外へ出国する場合の個人住民税の手続きについて」
https://www.city.noshiro.lg.jp/kurashi/zei/etc/20928

※年の途中で帰国した場合、**確定申告をすること**により、**源泉徴収された所得税が還付される可能性があります。**

※老齢年金の受給資格期間が１０年未満の場合、**出国後２年以内は国民年金・厚生年金の脱退一時金を請求できる可能性があります。**

関連情報：日本年金機構ＨＰ「脱退一時金の制度」
https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html

【お問い合わせ先】
能代市総務部税務課
市民国保税係　０１８５－８９－２１２６
収納対策室　　０１８５－８９－２１２８